

# ○沖縄県立看護大学研究員規程

(平成 29 年 7 月 19 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）において、学術研究及び共同研究を推進させることを目的として受け入れる研究員に対し、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 研究員として受け入れることができる者は、大学院修士課程修了又はそれと同等以上の研究経験を有している者とする。

(条件)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合に、研究員を受け入れるものとする。

- (1) 本学の専任教員が学外の研究者と共同研究を希望する場合
- (2) 学長が特に認める場合

(申請)

第 4 条 研究員の受け入れを希望する教員は、研究員受入申請書（様式第 1 号）に研究員受入調書（様式第 2 号）並びに研究業績を添えて、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合、研究・研修委員会の議を経て、研究員受入承認通知書（様式第 3 号）を申請者に交付するものとする。

(申請期限)

第 5 条 研究員受入申請書の申請期限は、新規においては受け入れを希望する日の属する月の前々月末日まで、更新の場合は前年度の 2 月末日までとする。

(研究期間)

第 6 条 研究期間は、3 年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(身分の取扱)

第 7 条 研究員と沖縄県との間には、雇用関係は生じないものとする。

2 研究員には、給与その他の給付は支給しない。ただし、研究員を受け入れる教員の研究費の範囲内で、所定の旅費を支給することができる。

(施設の利用)

第 8 条 研究員には、研究に必要な範囲で施設設備の利用を認めることができる。

(受入承認の取消し)

第 9 条 研究員が本学の学内規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障を生じさせたときは、学長は当該研究員の受入承認を取り消すことができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月19日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

沖縄県立看護大学長 殿

所属・職

氏 名

㊞

沖縄県立看護大学研究員の受入れ（新規・更新）について

下記の者を沖縄県立看護大学研究員として受け入れ（新規・更新）、共同研究を行いたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

氏 名

様式第2号（第4条関係）

沖縄県立看護大学研究員受入調書

(フリガナ) 氏 名		生年月日	
		性別	男 ・ 女
現 住 所			
所属機関・職名			
最終学歴			
研究歴及び 職歴の概要			
共同 研究	内容		
	役割		
	期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
受入責任者 職 ・ 氏名		⑩	
備 考			

様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

（申請者職・氏名） 殿

沖縄県立看護大学長 ㊟

沖縄県立看護大学研究員の受入れの承認について（通知）

下記の者を沖縄県立看護大学研究員として受け入れることについては、下記のとおり承認します。

記

1. 氏 名
2. 受入期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日
3. 研究内容
4. 受入責任者職・氏名

